

答弁書第二五号

内閣参質一八七第二五号

平成二十六年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問に対する

答弁書

一から六までについて

御指摘の記事については承知しているが、個々の報道の内容に関し、政府として答弁することは差し控  
えたい。

七から九までについて

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十  
三号）第二条の規定に基づく認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のため  
に全力を尽くしているところである。

